障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者の認証の技術的基準

1　適用範囲

この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

2　小分けの実施方法

2.1　小分け責任者の職務

2.4 b)に規定する小分け責任者に対して，次の職務を行わせなければならない。

a)　小分けに関する計画の立案及び推進

b)　内部規定の制定，確認及び改廃についての統括

c)　従事者に対する教育訓練

d)　小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導

2.2　内部規程

2.2.1　内部規程の整備

次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a)　**JAS 0010** の **2.5** に規定するノウフク生鮮食品（以下“ノウフク生鮮食品”という。）又は **JAS 0010** の **2.6** に規定するノウフク加工食品（以下“ノウフク加工食品”という。）の受入れ及び保管に関する事項

b)　小分け前のノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品の格付の表示の確認に関する事項

c)　小分けの方法に関する事項

d)　苦情処理に関する事項

e)　内部監査に関する事項

f)　マネジメントレビューに関する事項

g)　改善に関する事項

h)　小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項

i)　小分けの実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

2.2.2　内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

2.2.3　内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い，かつ，従事者に十分周知しなければならない。

2.3　記録等の管理

小分けに係る記録及び当該記録の根拠となる書類は，ノウフク生鮮食品を出荷してから少なくとも 1 年間，

ノウフク加工食品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。

2.4 小分けを担当する者の能力及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については，次の事項を満たさなければならない。

a) **小分け担当者** 小分け担当者として，ノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品の小分けに関する知識をもつ者が1人以上置かれていなければならない。

b) **小分け責任者** 小分け責任者として，小分け担当者の中から1人選任されていなければならない。

3 格付の表示の付する組織及び実施方法

3.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門は，営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

3.2 格付表示規程の整備

次の事項について，具体的かつ体系的に整備しなければならない。

a) 格付の表示に関する事項

b) 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

c) 出荷後に **JAS 0010** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

d) 苦情処理に関する事項

e) 内部監査に関する事項

f) マネジメントレビューに関する事項

g) 改善に関する事項

h) 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

i) 格付の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3.3 格付の表示の業務の管理

格付表示規程に基づいて格付の表示に関する業務を適切に行い，その結果，格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

3.4 表示

JAS 0010 の箇条 **4** の基準に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

3.5 格付の表示を担当する者の能力及び人数

格付の表示を担当する者として，ノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者が1人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制　　定　平成31年３月29日農林水産省告示第 601号

制定文、改正文、附則等（抄）

○　平成31年３月29日農林水産省告示第 601号

平成31年４月28日から施行する。